

情報漏えいに関する調査特別委員会 中間報告(抜粋)(3)

情報漏洩に関する調査特別委員会におけるこれまでの調査経過については、6月定例会で中間報告を行い、第12回委員会の調査経過の概要まで報告して

ますので、8月23日に開催された第13回委員会から現在まで4回にわたって調査を行った概要について、中間報告します。

第13回(8月23日)
関係議員に出席を求め、デジタルSTBRリース契約に関して詐欺罪で告発しようと判断した理由を中心に尋問を行い、その後、執行部において再度関係職員に事情聴取を行った結果報告と、予定価格の公表規程等についての報告を受けました。

第14回(9月14日)

関係議員及び副市長に対して、地方自治法第100条第9項に基づき、議会として告発する必要があるのでどうかについて、これまでの証言内容や顧問弁護士の見解などを確認しながら協議を行いました。

第15回(10月16日)

議会として告発する必要があるかどうかについて、これまでの委員会での証言内容や顧問弁護士からの意見を参考に、再度協議を行いました。

関係議員に対しては、まず、「証言拒否に対する告発の件」ですが、第7回委員会で「公益通報者保護法の趣旨に則り、情報提供者の氏名

を公表することはできないし、また、特定されるような情報も一切証言できない」と証言され、さらに、第10回委員会、第13回委員会においても「公益通報である」という理由で、情報提供者の氏名を公表されなかったことについては、地方自治法第100条第3項の「正当

の理由がないのに、証言を拒んだ」と判断し、告発することに、賛成多数で決定しました。

次に、「記録提出拒否に対する告発の件」ですが、第10回委員会で「平成23年12月14日付でFAX送信された資料」を所持しているにもかかわらず、議会に提出しなかったことについては、地方自治法第100条第3項の

「正当の理由がないのに、記録を提出しない」と判断し、告発することに、賛成多数で決定しました。

次に、「虚偽の陳述に対する告発の件」ですが、第7回委員会での「情報漏洩したとされる資料、または、そのコピーを一般に公開したことはなく、誰かに見せたこともなく、平成24年12月13日の後、市長・副市長と今回の情報漏洩の件について協議したことはない」という証言は、地方自治法第100条第7項の「虚偽の陳述をした」と判断し、告発することに、賛成多数で決定しました。

次に、副市長に対しては、「虚偽の陳述に対する自由な該当する」と判断するかどうかですが、第5回委員会での「経過説明を受ける以外で、12月14日にFAX送信された契約締結宛を受け取ったこと

も見たこともない」という証言は、地方自治法第100条第7項の「虚偽の陳述をした」と判断するが、第9回委員会での「資料は持つております」「12月13日の一般質問以降、12月16日の前にもらった」という証言は、自由に

該当すると判断すること、賛成多数で決定しました。また、地方自治法第100条第9項のただし書き「虚偽の陳述をした選挙人その他の関係人が、議会の調査が終了した旨の議決がある前に自白したときは、告発しないことができる」という規定があり、第5回委員会での「経過説明を受ける以外で、12月14日にFAX送信された契約締結宛を受け取ったことも見たこともない」という証言は、地方自治法第100条第7項の「虚偽の陳述をした」と判断し、

告発することには、賛成多数であり、告発しないことに決定しました。以上が、本特別委員会として、議会として告発の必要性があるかどうか協議を行った最終的な結論です。

第16回(12月11日)

中間報告の内容等について協議を行いました。

今後は…

誠に不本意ながら、本来の調査目的とはかけ離れた地方自治法第100条第9項の規定に基づき、証言拒否、記録の提出拒否、虚偽の陳述により、告発の手続きを行う必要がありますが、今後も精力的且つ詳細にわたり調査を続行し、再発防止の観点から、情報漏洩に関する全容の解明及び市の対応について、鋭意調査を進める予定です。